

○議長（小林哲雄）

再開いたします。

午前 10 時 35 分

○議長（小林哲雄）

日程第 5 議案第 21 号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減制度の拡充等、所要の改正をしたいので、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

それでは、議案を朗読させていただきます。議案第 21 号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 5 月 26 日提出、開成町長、府川裕一。

最初に説明に入る前に、今回の条例の背景についてご説明をさせていただきます。今回の改正につきましては、地方税法等が改正されたことに伴いまして、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございますが、施行期日により第 1 条と第 2 条に分けております。第 1 条関係になりますけれども、公布の日から施行し、第 2 条については、平成 29 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

最初に、第 1 条関係でございますけれども、地方税法等の一部を改正する法律、平成 26 年、法律第 4 号及び地方税法施行令の一部を改正する政令、平成 26 年政令第 132 号が、平成 26 年 3 月 31 日に交付されたことに伴いまして、開成町国民健康保険税条例の改正が必要になってきます。

一つは、第 2 条の課税額のところで、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げになるものです。国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行 14 万円から 16 万円に、また、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行 12 万円から 14 万円に引き上げます。

二つ目は、第 24 条の国民健康保険税の減額で、低所得者に係る保険税軽減の拡大についてになります。また、附則の第 13 項と第 14 項関係につきましては、地方税法の改正に係る附則の改正によるもので、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正による条約適用配当等に係る分離課税

についての規定を新設するものでございます。

次に、第2条の関係で、平成29年1月1日から施行となるものです。地方税法等の一部を改正する法律、平成25年法律第3号及び地方税法施行令の一部を改正する政令、平成25年政令第173号及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、平成25年総務省令第66号が、平成25年6月12日に公布されたことに伴いまして、開成町国民健康保険税条例の附則の改正が必要になります。

改正内容としては、主に3項目でございます。まず、1項目は、附則第3項の関係になりますけれども、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行うものです。

2項目としては、附則の第6項及び第7項関係で、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税とに区別されたことに伴う規定の整備です。

3項目は、総務省自治税務局長からの通知におきまして、条例から削除することが望ましいとされました課税標準の計算の細目を定める規定を削除します。改正前の附則第7項、第8項、第9項、第11項及び第16項関係になります。

それでは、議案に戻りまして、1ページをご覧くださいと思います。

開成町条例第 号、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

第1条開成町国民健康保険税条例（昭和31年開成町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第2条課税額です。第2項の基礎課税限度額の51万円は変更なしで省略をいたします。第3項、後期高齢者支援金等賦課限度額を14万円から16万円に引き上げます。また、第4項、介護納付金賦課限度額についても、12万円から14万円に引き上げます。

保険税については、地方税法第704条の4第12項、21項、30項に基づく地方税法施行令第56条の88の2に当該限度額が規定をされております。当該限度額につきましては、医療費の上昇や、被保険者の所得の増加に伴いまして、被保険者間の均衡を調整するために、限度額を定期的に見直しをしております。

23年度に改正された以降、据え置きとなっておりましたが、今回、改正されたものでございます。

次に、第24条です。国民健康保険税の減額の規定になります。本文中の第3項と第4項の引用の部分につきまして、後期高齢者支援金等賦課限度額16万円と介護納付金賦課限度額を14万円に改正するものでございます。

保険税の軽減制度は、地方税法第703条の5の規定に基づきまして、低所得者層の負担を軽減するために、保険者の条例に規定をいたしまして、一定の所得以下の世帯に対し、被保険者均等割と世帯別平等割を減額して賦課するものでございます。

第1号の7割軽減の規定につきましては、変更ないため、省略をさせていただきます

す。第2号の5割軽減の規定については、今まで33万円に当該納付義務者を除く被保険者及び当該納税義務者を除く特定同一世帯所属者一人につき、24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に対し適応としていたものを、今年度から33万円に当該納付義務者を除かない、被保険者に24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者に対し、適用になります。

第3号の2割軽減の規定につきましては、今まで33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に対し適応していたものを、今年度から35万円を45万円に拡大するものでございます。

続いて、附則の第13項と第14項は新設の規定になります。地方税法の改正に係る附則の改正によるものでございまして、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正による条約適用配当等に係る分離課税についての規定でございます。

第13項は、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例で、本税条例の第3号、第6号、第9条及び第24条の規定の山林所得金額については、山林所得金額と租税条約等実施特例法の第3条の2の2、第10条に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡譲渡所得、一時所得及び雑収入を有する場合になります。

また、14項についても、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例になります。本税条例の第3条、6条、9条、24条の規定の山林所得金額については、山林所得金額と租税条約等実施特例法の第3条の2-2第12項に規定する条約適用配当等の額といたします。

4ページにいきまして、15項と第16項については、条項がずれるものでございます。

続きまして、第2条になります。第2条、開成町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

では、附則の第3項の上場株式等に係る国民健康保険税の課税の特例です。上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行います。第3項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得」を「配当所得等」に、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に改めるものでございます。

次に、5ページで、第6項になります。第6項、第7項関係につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得の分離課税と区分されたことに伴う規定の整備となります。

第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中の「附則第35条の2の第6項の株式等」を「附則第35条の2第5項の一般株式等」に改めるものです。

続いて、6ページになります。附則第7項、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例を新設します。世帯主、またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第35条の2の2第5項の上

場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条、及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と「同条2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、同条第2項中、「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とします。

改正前の第7項の上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例、改正前の第8項、第9項の特定中小株会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例を削り、改正前第10号の先物取引に係る雑所得に係る国民健康保険税の課税の特例は条項がずれて第8項とし、次の改正前、第11項の先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税特例を削ります。

附則第9号の土地の譲渡等に係る事業所等に係る国民健康保険税の課税の特例は、改正前第12号の条項ずれとなっております。

続いて、8ページになります。第10項と第11項につきましては、先ほど第1条関係で新たに追加した規定でございますけれども、第10項は、改正前、第13項の条項がずれたものになります。

第11項につきましては、改正前の第14項の条項がずれ、平成29年1月1日より本文中の条約適用配当等に係る配当所得を条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得に改めるものでございます。

第12項は、改正前、第15項の条項がずれてございます。

続いて、9ページです。改正前、第15項の東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を延長する長期譲渡所得の課税の特例の規定につきましては、地方税法に同様の規定がございますので削除するものでございます。

附則になります。施行期日、第1項、この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年1月1日から施行します。

経過措置といたしまして、第2項、第1条の規定による改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第3項、第2条の規定による改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上になります。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、高橋久志議員。

○ 2 番（高橋久志）

2 番議員、高橋です。まず、2 点、質問させていただきたいと思います。1 点目は、改正前、改正後の表でわかるとおり、後期高齢者支援金等の課税額、これが 2 万円変更されて、1 4 万から 1 6 万になった。それから、介護納付金については、これも同じく 1 2 万が 2 万円増になりまして、1 4 万。あとは減税の関係で、これとの関係を含めて提案されているわけでございますけれども、いわゆる 3 3 万に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき 3 5 万から 4 5 万、限度額の引き上げ等だというふうに、この表から読み取れるわけですが、これに伴って、開成町の国民健康保険に加入されている世帯にどのような影響が出てくるのかなというふうに、思いを募っているところでございます。

この限度額等の改正に伴って、加入者等含めて、どのような影響が出てくるというふうに担当部署では考えておられるのか、お聞かせ願いたいのが一つです。

それから、2 点目は、附則のところにありますけれども、施行の関係、第 1 条については公布の日から、これは通常的な提案だと思っているところですが、第 2 条については、3 年後の状況で平成 2 9 年 1 月 1 日、余りにも極端にこの条例改正にとっては長過ぎる提案を今回、条例改正されているというふうに私は思っているんですけれども、これはあくまでも提案理由にありましたように、地方税法等の国の一部改正によってそうせざるを得ないと、こういうふうに受けとめざるを得ないのかなというふうに考えておりますけれども、この辺についてお答え願いたい。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、お答えします。まず、1 問目の限度額の引き上げについて、うちの町の影響はどのようなものかというご質問です。後期高齢者支援金等の基準を 1 4 万から 1 6 万円に 2 万円に上げて、介護のほうを 2 万円上げてというところでございますけれども、現在の限度額に達している世帯は 6 4 世帯、うちの町の場合、今現在、それを今回 2 万円ずつ引き上げたことで、どのくらい影響があるかということで試算したところ、それが 5 3 世帯に減るような状況になってございます。ですので、1 1 世帯ほどが限度額には至らないような形で、一般の賦課額がかかるというような形になってございます。

ただ、所得に応じて国民健康保険税率を算定しますので、これはあくまでも昨年度の賦課状況を踏まえてというところで試算してございますので、6 月に 2 6 年度の賦課を予定してございますので、また、所得の状況によっては、この世帯数が若干変わっていくというふうに思っておりますけれども、今現在は 1 1 世帯ほど減って、金額的には、2 5 万円ほどの影響額というふうに捉えてございます。

続いて、2 点目の第 2 条の関係で、施行期日が 2 9 年 1 月 1 日というところで、今回上程をさせていただいております。ご説明させていただいた内容にもお話しさせていただいたように、地方税法の一部を改正する法律が既に 2 5 年 3 月 3 0 日に公布

されておりまして、それに伴いまして政令、あと省令も、それぞれ２５年６月１２日に公布されているという状況がございます。この辺、先のことはございますけれども、既に上位法が改正されているということを踏まえまして、やはりタイミングを見て、早目に上程するのが基本であるというふうに捉えてございますので、今回、一緒に上程をさせていただいております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

今、課長が説明したとおりでありますけれども、今回の主眼については２点ありますけれども、２番目の平成２９年云々のところにつきましては、国民健康保険は税ですので、地方税法に一応準拠していますから、そこは待ったなしで、上位法が改正になれば、そのとおりに倣って、所得の判定などを決めるということであります。

ですから、今回、町にとって、この条例で一番影響があるところは最初の２ページの上段の部分、限度額を上限の額を一応改正しなければいけないということと、もちろんこれも地方税法等の改正に伴って変えるわけですが、その点と、あと５割軽減、２割軽減、その辺の判定が特に金額が多くなった、被保険者にとっては有利になった。

（２）の２号のところにつきましては、５割軽減の部分ですが、そこに右側だと、当該納税義務者を除くとかと書いてありますけれど、そういったものがとれる。前の旧の状況ですと、納税義務者ですから、世帯主が最終的に納税義務者ですから、条件をカウントする場合、世帯主というのは外されちゃっていたわけですよ、計算をかけるときに。それを世帯主もカウントして、向上額に含めていきましょうねというところで拡大枠が広がったということでご理解をいただければと思います。

以上であります。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。